

「徳島県周産期医療体制整備計画」について

1 計画期間

計画期間の延長について、前回（平成27年6月26日開催）の協議会において、次のとおり御承認いただいた。

※現行計画の「平成23年度から平成27年度まで」を2年延長し、「平成29年度」までとする

【延長の理由】

- ①「第6次徳島県保健医療計画」と計画期間を合わせるため
- ②国の「周産期医療体制整備指針」（平成27年度改定予定）を踏まえた改定を行うため

2 災害関係の項目の追加について

災害関係の項目の追加については、内容の再検討が必要であるとして、保留となっていた。

現在、国において、「周産期医療体制整備指針」の改定に向け、災害時の周産期医療体制についても検討されているところであることから、国の検討結果も踏まえた上で、来年度以降の議題としたい。

【参考】

「第4回周産期医療体制のあり方に関する検討会（H28.2.3開催）」資料より

「周産期医療における災害対応」・東北大学 菅原準一氏

●課題と提案 ～災害に対応可能な周産期医療体制構築

- 妊産婦、新生児は災害時要支援者という共通認識
 - ・多職種を対象とした周産期救護のハンズオントレーニングの充実
- 妊産婦自らの災害準備
 - ・災害時に必要な医療情報や避難所・近隣病院の情報の携帯
- 地域毎の医療機能情報の共有
 - ・各地域周産期母子医療センターが地域の診療所と平時から連携
- 避難所の位置情報と分娩取扱施設情報の相互共有
- 隣県との連携、搬送体制
 - ・平時からの、隣県の周産期ネットワークへの連絡方法、周産期体制の情報共有
 - ・各地方自治体における周産期担当災害医療コーディネーター等のリスト開示